

国立大学法人岡山大学における地球温暖化対策に関する実施基本計画

令和3年3月25日策定

国立大学法人岡山大学

1 はじめに

「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「地球温暖化対策計画」及び「パリ協定」等、地球温暖化対策に関する日本政府の取組及び国際情勢を踏まえ、岡山大学は、自らの地球温暖化への寄与、その対策の重要性を認識し、本学の活動において、地球温暖化防止に向けた取組を行う。

2 目的・目標

本学の活動における地球温暖化防止の取組により温暖化効果ガスの排出を抑制することを目的とし、本学から排出するエネルギー起源の二酸化炭素の総排出量を平成28年度から令和2年度までの実績値の平均を基準値として、令和3年度から令和7年度の期間において、基準値の5%削減(毎年度についてそれぞれ1%ずつ削減)することを目標とする。

ただし、目標は、政府実行計画、地方自治体実行計画の見直しの状況や本計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 対象

本計画の対象は、本学の全ての地区における活動とする。

4 実施するための措置

本学は、第2項の「目的・目標」を達成するため、以下の措置を実施するものとする。

4.1 排出抑制活動

エネルギー使用量の抑制

エネルギー使用量の抑制のための対策を推進する。

エネルギー消費効率の高い機器の導入

機器の更新、新規購入に当たっては、より省エネルギーのものを選択する。

温室効果ガス排出の少ない物品の導入

物品の調達に当たっては、温室効果ガス排出の少ない物品等の調達に努める。

環境物品等の調達の促進

環境物品等の調達を図るための方針に基づき、環境物品の調達を促進する。

物品の長期使用と再利用

物品の使用に当たっては、長期間の使用と再利用に努める。

用紙使用量の削減

再生紙の使用と用紙類の使用量の削減に努める。

水の有効利用

上水の使用の削減に努める。

プラスチックの使用削減

ペットボトル、レジ袋などの使い捨てプラスチックの購入の削減に努める。

フロン類の排出抑制

フロン使用機器の点検を行い、適切な廃棄を行う。

廃棄物の減量化、再利用、リサイクルの推進

廃棄物の減量化に努め、廃棄物の分別、再利用、リサイクルを推進する。

環境配慮契約の推進

温室効果ガス等の排出の削減に考慮した契約の推進基本方針に基づく環境配慮契約の実施を推進する。

4.2 建物設備の整備

エコキャンパス整備の推進

基幹設備の更新により、エネルギー使用の効率化を推進し、エネルギー消費量の低減を図る。

施設における省エネルギーの推進

施設のエネルギー消費量実態や二酸化炭素排出状況などを点検し、効率的な施設活用を図り、省エネルギーの推進を図る。

4.3 教育及び研究の推進

地球温暖化対策等に関して、教育及び研究を推進する。

4.4 構成員への情報提供

構成員に対し、地球温暖化対策に関する情報提供を行い、地球温暖化対策に関する活動への積極的参加を図る。

5 推進体制及び実施状況の検証

1. 学長は、岡山大学環境方針及び環境関連規程に基づき、本計画を推進する。
2. 部局長は、本計画について、構成員へ周知するとともに、推進する。
3. 部局長は、本計画の部局における実施状況を定期的に検証する。
4. 本計画の実施状況は、環境マネジメント委員会において定期的に検証し、必要に応じて目標を達成するための施策を見直す。